

ときわ公園ロゴタイプの使用に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、ときわ公園ロゴタイプ(以下「ロゴ」という。)を使用する際に必要な手続きを定める。

(使用許可申請及び使用許可)

第 2 条 ロゴを使用しようとする者は、本要綱を遵守することを前提に、あらかじめ宇部市長(以下「市長」という。)に「ときわ公園ロゴタイプ使用許可申請書(様式1。以下「申請書」という。)」を提出し、許可を受けなければならない。

2 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、審査結果を「ときわ公園ロゴタイプ使用許可書」(様式 2。以下「使用許可書」という。)、又は「ときわ公園ロゴタイプ使用不許可通知書」(様式 2-2)により通知する。

3 市長は、前項の規定により許可する場合において、使用に係る許可条件(以下「許可条件」という。)を付することができる。

(申請書の添付資料)

第 3 条 申請書にはロゴを使用しようとする商品等の見本(以下「見本」という。)を添付しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、ロゴを使用する商品等が確認できる写真等を添付すること。

(使用許可の期間)

第 4 条 ロゴの使用許可の期間は、許可日から 1 年間とする。

(使用許可の制限)

第 5 条 市長は、次のいずれかに該当するときは、ロゴの使用を許可しない。

- (1) ロゴを「ときわ公園ロゴタイプ使用マニュアル」に沿って使用しないとき、またはそのおそれがあると認めるとき。
- (2) 法令または公序良俗に反するとき、またはそのおそれがあると認めるとき。
- (3) 特定の政治、思想、宗教的活動に使用、またはそのおそれがあると認めるとき。
- (4) その他市長がロゴの使用について適当でないと認めるとき。

(使用責任)

第 6 条 市長から使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、ロゴを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、宇部市に迷惑を及ぼさないよう処理しなければならない。

2 使用者が、ロゴの使用に際して、故意または過失により宇部市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(使用許可の変更)

第 7 条 使用者は、許可事項に大きな変更が生じるときは、元の使用許可書と見本を添えて申請書を提出し、改めて使用許可を受けなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、ロゴを使用する商品等が確認できる写真等を添付すること。

2 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し使用許可書により通知する。

(使用許可の撤回届)

第 8 条 使用者は、本件ロゴを使用する必要がなくなったときは、「ときわ公園ロゴタイプ使用許可撤回届」(様式第 3 号)に、使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(使用許可の取消事由)

第 9 条 市長は、第 2 条の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。また、文書により許可の取り消しを通知する。

- (1) 使用者がこの要綱または許可条件に違反したとき。
- (2) 申請内容と異なるとき。
- (3) 第 5 条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 宇部市は、使用者が前項の規定により使用の許可を取り消され、これによって使用者が損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用実態の調査)

第10条 市長は、使用を許可したロゴの使用状況について、調査をすることができる。使用者は市長から要請を受けた場合はロゴの使用実態を報告及び使用商品等を提供しなければならない。

(個人情報の取り扱い)

第 11 条 市長は、ロゴの使用の許可にあたり取得した申請者の個人情報を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、適正に取り扱わなければならない。

(使用料)

第 12 条 ロゴの使用料は、無料とする。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第 13 条 使用者は、第 2 条の許可を受けた事項以外の目的にロゴを使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。